公益財団法人前田教育会奨学金規程

（目　的）

第１条　　この規程は、公益財団法人前田教育会定款第４条に規定する奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給付の対象）

第２条　　この法人の奨学生となる者は、学校教育法による大学、高等専門学校、専門学校に在学する学生等で、健康にして学術優秀、品行方正である者に対して奨学金を給付する。

２．　三重県民（本人、父母又はこれに準ずる者の住所が三重県内にある者）で、三重県内の高等学校等を卒業した者。

（奨学金の給付期間及び金額）

第３条　　奨学金を給付する期間は、正規の最短終業年限とする。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めたときは、給付する期間を延長することができる。

２．　大学等に在学中、奨学金の給付を受けることとなったときは、給付を受けることとなった日の属する月の翌月から給付する。

３．　前項の期間中に給付する奨学金の額は理事会で別に定める。

４．　前項の奨学金に特別奨学金として、経済的及び家庭的理由により修学が著しく困難な者に対して、加算して給付することができる。特別奨学金の額は理事会で別に定める。

（選考委員会の設置）

第４条　　奨学金の給付を受ける者を選考するため奨学金給付選考委員会を置く。

２．　委員は、理事長が委嘱する。

３．　選考に必要な事項は、委員会がこれを定める。

（給付願手続）

第５条　　奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を整えて理事長に提出しなければならない。

（１）奨学金給付願

（２）誓約書

（３）履歴書

（４）高等学校長の証明する調査書（開封無効）

（５）健康診断書

（６）在学証明書

（７）住民票謄本及び戸籍謄本

（８）その他この法人が必要に応じ特に要求した書類

（奨学生の採用及び採用人員）

第６条　　奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、本人に通知するも

のとする。

２．　奨学生として採用する人員は、理事会でこれを決定する。

（奨学金の給付方法）

第７条　　奨学金は、年を３期に分けて、次の割合によりそれぞれ給付する。

第１期分（４月から８月まで）　給付年額の１２分の５

第２期分（９月から１２月まで）給付年額の１２分の４

第３期分（１月から３月まで）　給付年額の１２分の３

（学業成績及び生活状況の報告）

第８条　　奨学生は、毎年度末、学業成績証明書及び生活状況等報告書を理事長あてに提出するものとする。

（異動届出）

第９条　　奨学生は、次の各号の一に該当するときは、ただちに理事長に届け出なければならない。

（１）休学、転学及び退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。

（２）停学、その他の処分を受けたとき。

（３）住所その他重要な事項に変更があったとき。

（給付の廃止）

第１０条　奨学生が、次の各号の一に該当するときは、給付を廃止する。

（１）第２条に規定する給付資格を失ったとき。

（２）心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき。

（３）奨学金の給付を辞退したとき。

（４）奨学金を必要としなくなったとき。

（５）奨学生として適当でない事実があったとき。

（６）その他理事長が不適当と認めたとき。

（給付の停止）

第１１条　奨学生が休学するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該事実の終了した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間について給付を停止する。

（委任事項）

第１２条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　　則

この規程は、三重県教育委員会の承認のあった日から施行する。

この規程は、平成２４年６月１日から施行する。

奨　学　金　細　則

（目　的）

第１条　公益財団法人前田教育会奨学金規程第１２条の規定により、この細則を定める。

（書類の様式）

第２条　奨学金規程における次の書類の様式を定める。

（１）第５条第１号の奨学金給付願は第１号様式による。

（２）第５条第２号の誓約書は第２号様式による。

（３）第５条第３号の履歴書は第３号様式による。

（４）第６条第１項の通知は第４号・第４－１号様式による。

（５）第８条の生活状況報告は第５号様式による。

（６）第９条の届出は第６号様式による。

奨学金受給における留意事項

公益財団法人　前田教育会

１　生活状況等の報告について

毎年度末、学業成績証明書を添え、生活状況等報告書を提出すること。

２　異動等の届出について

次に該当するに至ったときには、直ちに届け出ること。

（１）　休学、転学及び退学したとき、又は長期にわたって欠席するとき。

（２）　停学、その他の処分（留年等）を受けたとき。

（３）　住所、その他重要な事項に変更が生じたとき。

３　給付の廃止について

次に該当するに至ったときは、給付を廃止する。

（１）　前項の報告・届出を正当な理由なく怠ったとき。

（２）　心身の故障により修学の見込みのないとき。

（３）　奨学金を辞退、又は必要としなくなったとき。

（４）　奨学生として適当でない事実があったとき。

（５）　その他理事長が不適当と認めたとき。

４　給付の停止について

奨学生が休学、又は長期の欠席をするに至ったときは、奨学金規程の定める期間、給付を停止する。

第１号様式

奨 学 金 給 付 願

私はこのたび　　大学に入学することになりましたので、同校在学中（公財）前田教育会奨学金の給付を受けたいので、必要書類を添えて願い出ます。

年　　月　　日

本　人

本籍

住所

氏名　　（印）

保護者又は後見人

住所

氏名　　（印）

（公財）前田教育会
理事長　前 田 善 衛　　様

第２号様式

誓　　約　　書

私こと　　大学在学中（公財）前田教育会奨学金の給付を受けるについては、その学校諸規則命令等を守り、勉学に励むことはもちろんのこと、（公財）前田教育会奨学金規程を遵守し、かつ、卒業後も貴財団が設立された趣旨を体し、活力あふれた心豊かな地域社会実現に向け、努力することを誓約します。

年　　月　　日

本　人

住所

氏名　　（印）

保護者又は後見人

住所

氏名　　（印）

（公財）前田教育会
理事長　前 田 善 衛　　様

第４号様式

前教第　　号
年　　月　　日

様

(公財)前　田　教　育　会
理事長　　前田善衛

奨学金給付決定通知書

　　年　　月　　日付けで願いのあった（公財）前田教育会奨学金の給付について審査の結果、下記により平成　　年度奨学金の給付を決定しましたので、通知します。

記

奨学金給付年額　　円

給付内訳
第１期分給付額　　円（５月給付）
第２期分給付額　　円（９月給付）
第３期分給付額　　円（１月給付）

　なお、奨学金は振込みをしますので、振込先（金融機関名）・預金種目
口座番号をご連絡下さい。

第４―１号様式

前教第　　号
年　　月　　日

様

（公財）前　田　教　育　会
理事長　　前田善衛

奨学金給付決定通知書

（公財）前田教育会奨学金の給付について審査の結果、下記により平成　　年度奨学金の給付を決定しましたので、通知します。

記

奨学金給付年額	円
給付内訳	
第１期分給付額	円（５月給付）
第２期分給付額	円（９月給付）
第３期分給付額	円（１月給付）

なお、これまでの振込先（金融機関名）・預金種目・口座番号に変更があるときは、ご連絡下さい。

第５号様式

年　　月　　日

（公財）前　田　教　育　会
　理事長　前　田　善　衛　様

氏名　　（印）

生 活 状 況 等 報 告 書

（公財）前田教育会奨学金規程第８条により、学業成績証明書を添え、下記のとおり生活状況等を報告します。

記

１．大学において

２．日常生活において

３．社会情勢について考えること

第６号様式

年　　月　　日

（公財）前　田　教　育　会
　理事長　前　田　善　衛　様

氏名　　（印）

異 動 等 届 出 書

（公財）前田教育会奨学金規程第９条により、下記のとおり届け出ます。

記

１．届出事項

２．事由又は内容

３．その他

第５号様式

年　　月　　日

（公財）前　田　教　育　会
　理事長　前　田　善　衛　様

氏名　　（印）

生 活 状 況 等 報 告 書

（公財）前田教育会奨学金規程第８条により、下記のとおり生活状況等を報告します。

記

１．職場において

２．日常生活において

３．社会情勢について考えること